

標 題：

油濁防止緊急措置手引書
の船上備付けについて

NK テクニカル インフォメーション

No.113

平成5年 3月26日

関係船主、造船所 各位

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、NK テクニカルインフォメーション No.105 でお知らせしましたように、IMO第31回 MEPC(1991年 7月 5日)において、船上への「油濁防止緊急措置手引書」の備え付けに関する新規規則MARPOL73/78条約附属書 I 第26規則が採択されました。この第26規則は、150GT以上の油タンカー及び 400GT以上の油タンカー以外の船舶に対し、1993年 4月 4日以降引き渡されるものには同日から、同日より前に引き渡されたものには 2年後の同日から、船上に「油濁防止緊急措置手引書」の備え付けが要求されるものです。

上述の新規則の発効日(1993年 4月 4日)が近づいてまいりましたが、皆様が「油濁防止緊急措置手引書」を準備される一助となりますよう、本日までに得られた情報等を添付に示します。現時点ではいまだ未確定の部分もありますが、新しい情報が入手でき次第お知らせいたします。

なお、御不明の点がございましたら、本会開発部あるいは機関部までお問い合わせ願います。

敬具

1. 油濁防止緊急措置手引書の内容について

油濁防止緊急措置手引書を作成する場合は、次の規則を参照願います。

日本籍船舶・・・海洋汚染防止のための構造及び設備規則及び同検査要領

(和文)

その他の船舶・・・海洋汚染防止のための構造及び設備規則及び同検査要領

(英文)

参考迄に申し添えますと、日本籍船舶に対しては、油濁防止緊急措置手引書の雛形が、日本海難防止協会から販売される予定です(3月末予定とのこと)。なお、これを用いなければ、運輸省の行う検査に合格しないとのこと。また、日本以外の国籍を有する船舶に対する油濁防止緊急措置手引書については、その一例を添付しております。

(注) 添付の手引書中の「沿岸国あるいは港湾当局の連絡先」の表は空欄になっておりますが、船主あるいは用船者が個々に調査して手引書に含める必要がありますので、ご注意願います。なお、日本国内の連絡先については、海上保安庁あるいは運輸省海運局にお問い合わせ願います。

2. 油濁防止緊急措置手引書の承認、検査及び証書の発給について

2.1 承認、検査及び証書の発給を行う機関

(1) 日本籍船舶については、NKが油濁防止緊急措置手引書の承認及び検査を行います。条約証書の発給は、日本国政府が行います。

(2) 次の国籍を有する船舶については、NKが油濁防止緊急措置手引書の承認、検査及び条約証書の発給を行います。

パナマ、リベリア、バハマ、バヌアツ、香港、シンガポール、ルクセンブルグ

(3) 次の国籍を有する船舶については、当該国政府が直接油濁防止緊急措置手引書の承認を行います。なお、条約証書の発給はNKが行いますが、その際、当局の承認済みの手引書が本船に積み込まれている事の確認検査が必要となります。

ギリシャ(ギリシャ語で作成する必要有り)、オーストラリア

(4) その他の国籍を有する船舶については、当該政府に確認します。

2.2 承認手続き

(1) NKが承認する場合

NK機関部に1部提出願います。なお、提出の際には次の事項を記載した申込書、あるいは検査申請書を添付願います。ただし新造船の場合は、図面送付伝票(機関部)を使用願います。

- ①申請者の住所，氏名又は名称，電話番号，担当者氏名
- ②船名
- ③船級番号
- ④検査予定日及び予定場所
- ⑤承認後の油濁防止緊急措置手引書の返却先
- ⑥料金請求先（①と異なる場合）

(2) 船籍国政府が直接承認する場合

この場合は，船主，用船者等が直接当該政府に承認申請を行って下さい。

2.3 その他

油濁防止緊急措置手引書に関する検査が，海洋汚染防止設備等の定期的検査あるいは登録検査の一部として行われた場合は，手引書に係わる検査手数料は設備等の検査手数料に含まれるものとして別途申し受けることはありません。しかしながら，手引書に係わる検査が単独で行われた場合は，それに対し所定の検査手数料を申し受けることになりますのでご注意ください。

以上